

土壌・地下水汚染に係る自主調査結果の報告 について

平成20年6月27日付けで、岡崎市大門1丁目地内の(株)タツタマにおける土壌・地下水汚染に係る自主調査結果の報告がありました。

その結果、土壌の汚染が判明し、その概要は下記のとおりです。

記

1 事業所名称及び汚染が判明した土地の所在地

(株)タツタマ

岡崎市大門1丁目3番地7

2 調査結果

(1) 土壌溶出量

調査をした結果、県民の生活環境の保全等に関する条例施行規則（平成15年愛知県規則第75号。以下「県条例施行規則」という。）第37条で定める土壌汚染等対策基準（土壌溶出量基準（第1号））を超過したものは、次表のとおりです。

| 特定有害物質名 | 土壌溶出量 測定結果最大値 | 土壌溶出量 基準値 |
|----------|--------------------|--------------|
| 鉛及びその化合物 | 0.12 mg/l (12倍) | 0.01 mg/l |

注：（ ）内は土壌溶出量基準に対する倍率

(2) 土壌含有量

調査をした結果、県条例施行規則第37条で定める土壌汚染等対策基準（土壌含有量基準（第2号））を超過したものは、次表のとおりです。

| 特定有害物質名 | 土壌含有量 測定結果最大値 | 土壌含有量 基準値 |
|----------|---------------------|--------------|
| 鉛及びその化合物 | 240 mg/kg (1.6倍) | 150 mg/kg |

注：（ ）内は土壌含有量基準に対する倍率

(3) 地下水

調査をした結果、県条例施行規則第37条で定める土壌汚染等対策基準（地下水基準（第3号））に適合していました。

3 措置状況

土壌汚染の拡散防止のための措置として、現状のコンクリート・アスファルトで敷設されている部分を維持し、飛散や雨水等による汚染の拡散を防止するとともに、地下水の水質モニタリング調査による監視を実施していきます。

建物を除却する場合は、汚染土壌の掘削除去を実施する予定です。

4 市の対応

事業者に対し、土壌汚染に対する措置を適切に実施するよう指導していきます。

5 連絡先

株式会社タツタマ 電話 0564-21-5921

=参考=

○土壌汚染等対策基準

土壌又は地下水の特定有害物質による汚染状態が、人の健康又は生活環境の保全に支障を及ぼすおそれがあるかどうかの判断の基準となるものです。

○鉛

金属鉛は鉛蓄電池の電極板、鉛管、放射線遮蔽材、酸工業用パイプ、ハンダ、電線ケーブル、合金などに利用され、また無機鉛化合物は顔料、塗料、ゴムの耐熱増強剤、塩化ビニル安定剤、農薬などに幅広く用いられています。

肺または経口から吸収された鉛化合物は血液中に移行し、各種臓器に分布しますが、最終的に骨に多く沈着します。中毒は血色素合成の異常と貧血、食欲不振などの消化器症状、中枢神経や末梢神経への影響、腎障害を示すといわれています。